

IDEAジャパン ニュースレター

ハンセン病患者・快復者や、
すべての人々の尊厳の確立
を目指して

2012年 6月20日発行 13号



花ニラ/多磨全生園

ご挨拶

理事長 森元 美代治

木々の緑が深まる季節となりました。会員と支援者の皆様におかれましては、健やかに過ごしてはいかがでしょうか？

今年は全国的に例年より10日ほど遅れて桜が満開となり、多磨全生園では、梅、こぶし、桜など、百花繚乱の装いに花見会場は自転車の置き場がないほど、近隣からの花見客で大賑わいでした。

さて、去る2月18日、慶応大学時代の恩師、内池慶四郎先生（IDEA ジャパン特別正会員）が天に召されました。先生はいつも私のことを心にとめ、支え、励ましてくださいました。そればかりか国賠訴訟の勝訴判決に貢献された先生でもありました。そうした先生のことを会員の皆様に少しでも知っていただきたく、以下に内池ゼミ生であった水藤理事と私とで『内池慶四郎先生を偲んで』をしたためました。是非お読みいただければと思います。

内池慶四郎先生を偲んで

① 森元理事長の学生時代からカミングアウトまで

理事 水藤 一彦

平成24年2月18日病気のため内池慶四郎先生が亡くなられた。享年79であった。

内池先生はIDEAジャパンの森元理事長、北裏理事そして私の共通の恩師である。具体的にいえば、3人は内池先生が助教授の時の最初のゼミの同期生ということになる。内池先生は昭和38年に慶応義塾大学法学部の助教授、44年教授になられた。専攻領域は民法（特に総則、債権法）であり、「出訴期限規則略史」「不法行為責任の消滅時効—民法第七二四条論—」「消滅時効法の原理と歴史的課題」の二部作によってわが国の時効法研究の第一人者としての

地歩を固められた。平成10年定年退職、その後平成15年まで他大学で教壇に立たれた。

私たち3人は先生の示唆もあり、当時普及しはじめたスーパーマーケットに於ける法的問題点の研究を卒論のテーマにした。他に4人加わり合計7人で法律論とスーパーの店長が実際にはどう対応するかアンケート調査を実施し、その結果もあわせて卒論を仕上げた。頁数は900頁を超し、電話帳のような厚さとなった。

卒論の作成中はしばしば先生のお宅にお邪魔して、ご教示を仰いだり、雑談に花を咲かせたりして、楽しいひと時を過ごした。先生は33歳という若さであった。そして、私たちは昭和41年3月無事卒業した。

森元理事長は都内の信用金庫に就職したのであるが、4年後の昭和45年ハンセン病を再発した。彼は「皮膚に湿疹が出来、医師に相談したところ、都会の空気が合わないため生じたものであり、故郷へ帰って転地療養をした方が



内池先生の定年をお祝いする会。平成一〇年二月二十一日、浅草R
OXニューオータニで。後列中央が内池先生。右端が筆者の水藤一
彦氏。前列左端が理事の北裏卓次氏。

よいと言われたので、会社を辞め喜界島に帰ることにした。身体がよくなったら島で学校の先生でもするよ」と言って、私たちの前から姿を消した。実際は島に帰らずにハンセン病の療養所である「多磨全生園」に入ったのである。

喜界島へ年賀状を出すと別の人の字で返事が来るので、おかしいなと思い電話をすると身内の人が出て来て、美代治は大阪の方へ行っているのだが、自分たちも連絡がとれない状況にあるという応答で、行方知れずの状態が何年も続くのだった。

内池先生からは、学生が卒論の相談に来ると、電話帳のような卒論を学生に見せて、「君たちにはこんなすごい卒論を書いた先輩がいるんだぞ」と脅かしているとの冗談めかした話があり、「ところで卒論を書いた森元がOB会へ出てこないがどうしているのか」と訊かれる。最初の年は「実は行方がわからないのです」と答え、2年目以降は「依然として行方がわかりません」と答えるしか無かった。

私たちの前から姿を消して26年の月日がたった平成8年10月2日の朝日新聞に森元夫妻の写真入りの記事が掲載された。そこにはハンセン病で隔離された森元夫妻がカミングアウトし、偏見と差別の無い社会をめざして活動することが書かれていた。

私はビックリすると同時に26年間音信不通であったことに「そうだったのか」と合点がいった。内池先生や友人に新聞のコピーを急いで送付した。友人からは「ハンセン病のことなんか気にしていない。会えるのを楽しみにしている。水藤から森元に連絡をとってくれ」と指示が来た。

10月10日、私は多磨全生園へ電話し、みんなが会いたがっていること、ハンセン病のことは気にして

いないことを彼に伝えるとともにみんなと会うことを約束した。

後日知った話だが、たまたまこの日は、多磨全生園で『証言・日本人の過ち ハンセン病を生きて』の出版記念会が4時から開催されることになっており、どういう挨拶をしようかと考えているところに、私の電話が入ったそうで、それまでに考えていた挨拶の内容を全てやめ、この電話の内容を挨拶に使ったとのことである。

数日後、親しい友人たちと26年ぶりの再会を喜び合った。その席で私は、11月16日に目黒雅叙園で開催される内池ゼミのOB会に出席しないかと誘った。彼は、元ハンセン病患者の自分がいきなり飛び込んで行ってどうか、伝染するのではないかと警戒したり、嫌ったり、怖がったりするのではないかと行って出席を拒んだ。私は今日集まった親しい友人たちが歓迎したように、OB会のメンバーも歓迎してくれるから心配はいらないと彼を説得した。最終的には夫婦で出席することになった。

OB会の当日、森元夫妻の挨拶に続き挨拶に立たれた内池先生は「99匹の羊は自分の目の届く所にいて安心だったが、一匹の迷える子羊だけがどうしても行方がわからなかった。その森元が今夜自分の胸に飛び込んできたのだ。こんな嬉しいことはない。教師冥利に尽きる」と話され、壇上で彼を抱きしめた。彼は先生の胸に顔を埋めて泣いた。妻の美恵子さんも泣いた。会場にいるOBのみんなも泣いた。

この日が森元夫妻がカミングアウトを果たした最初の日となった。

内池慶四郎先生からの手紙

拝復

森元美代治君、あなたのお名前を突然に知らされたのは数日前に受け取ったゼミ一期生である水藤君からの手紙でした。彼の便りには去る十月二日付けの朝日新聞のコピーが同封されていました。おぼろげなコピー写真からも、三十余年昔の貴君の学生時代の面影が鮮明に蘇りました。心底驚きました。感動しました。

今日三田の教室でゼミナールの授業を終えて家へ戻ってきたら、貴兄からのお便りと御本が着いておりました。最後のゼミ生の授業を終えて帰って来たら、第一期生、最初のゼミ生であった貴君からのお便りと御本に遭遇したことは、不思議な因縁を感じます。

お送りいただいた『証言・日本人の過ち』を一気に読了しました。

世に疎い私には想像もできない世界でした。言葉には尽くせぬ苦痛と悲しみに満ちた重い書物でした。そして何よりも私を驚かせたものは、その事実を淡々と語る貴方と奥さんの不思議なまでの素直な明るさでした。ご郷里の南国の空を思わせる突き抜けた空の青さを感じました。実名で堂々と事実を語られる決意に、俗世間の忌まわしい差別の壁を見事に破り通した貴兄の強い意志に、心から感嘆するばかりです。この境地に達するまで、どれほどの心の苦しみと痛みに耐えられたのか、わずかに想像するばかりです。

貴兄からお送り頂いたお便りと新聞記事またあの希有な一冊の書物は、定年まぢかの老書生に多くの大事なことを教えてくれました。間違った学説がどれほどの悲惨を世にもたらすかということ。そしてそれを正して真理に到達する上で、人間にどれほどの勇気と行動が必要かと言うことです。貴重なお便りに心からお礼申し上げます。

今後のご活躍を期待しています。近いうちにゼミの同窓会にての再会を楽しみにしております。家内よりも宜しくとの伝言を頼まれました。未だお会いしていない貴兄の奥様にも宜しく御伝言下さい。くれぐれもお大事に。

平成八年十一月一日

内池慶四郎

敬具

森元美代治様

② 国賠訴訟における内池鑑定書の功績

理事長 森元 美代治

らい予防法が廃止されて2年後、1998年7月に九州の入所者13名が原告となって熊本地裁に「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟（国賠訴訟）」が提訴されました。当時多磨全生園入所者自治会長であった私は原告に加わるかどうか大いに悩みましたし、長兄からは「絶対に原告になるな」と厳しく言われていました。

しかし、拙書『証言・日本人の過ち』の中で国のハンセン病政策を糾弾してカミングアウトした私は、半年ほど考え抜いた末、傍観者たりえないと決意し、1999年3月、東京地裁の第一次原告21名の一人に加わりました。匿名裁判でしたが、私は実名で提訴しました。続いて岡山地裁にも提訴されたのです。

その1年後の真冬のある日、九州弁護士代表の徳田靖之先生から電話があり、「被告・国は、被害者の権利行使すべき除斥期間の20年が経過しており、賠償請求には応じられないと主張している。弁護士ではこれに対抗すべく時効・除斥期間問題の権威を捜していたところ、ある法学誌に載った内池慶四郎氏の論文を発見した。その内池先生が森元さんの恩師であることが分かり驚いている。あなたからも是非、内池先生に時効・除斥期間に関する鑑定書を書いてもらえないか頼んでほしい」とのことでした。私は嬉しいやら驚くやらで早速、内池先生にお願いしたところ先生は快諾してくれました。2000年3月、徳田先生はじめ九州と東京の弁護士、それに私も一緒に内池先生にお会いしたのです。先生は慶応を定年退職後、帝京大学に奉職し、多忙を極めていて夏休みにならないと書けないとのことでした。

ところが、先生は重い責任を感じられたのでしょうか。同年5月1日付けで熊本・東京・岡山の3地裁に「ハンセン病国家賠償請求の期間制限について」という長文の鑑定書を提出されているのです。

民法第七二四条「損害賠償請求権の消滅時効」に「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ 被害者又ハ其法定代理人ガ 損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ 時効ニ因リテ消滅ス 不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ」とあります。

後段のこの20年を被害者の権利行使できる除斥期間といい、被告・国は「仮に国家賠償請求権が発生していたとしても、この期間経過により権利は消滅している」と主張。一方原告は、「除斥期間の起算点は、加害行為の終了時点、つまり新法が廃止された1996年4月1日以降」と主張しました。

内池鑑定書には「権利者たる被害者が自己の権利を主張・行使することに、重大な法的ならびに事実上の困難が伴っている。ハンセン病患者が漸く認められた自らの権利を主張して社会復帰を果たすことは、過去において法的・制度的に妨げられていたにとどまらず、現在も存在する社会的差別と偏見に自らと家族の身を曝す深刻な苦痛を伴う。この権利行使に際して被害者に要求される困難と苦痛が、本件請求の大きな特質をなす」と、ハンセン病問題に対する深い理解が根底にあります。

鑑定書の重点を挙げると、①除斥期間を権利存続期間の制限と解するならば、権利行使の機会のない権利に存続期間を設けることは何の意味もないことであるし、除斥期間を権利行使の期間制限と解するならば、行使できない権利に権利行使の制限を設けることは背理でしかない。②本件における被害は、長期間の強制隔離による被害者の生活全般にわたる継続的被害であり、時間の経過に従って被害者の高齢化が進み、社会復帰の可能性が失われて行く状況からしても、進行性・累積的被害と見るのが実態に即した見方であり、継続的不法行為の終結とか損害発生 of 進行停止時あるいは顕在時等を20年期間の起算日とすべきである。③加害者側において、事態の解明を妨げ、被害者側の権利の認識・行使に支障を与えるような積極・消極的態様が認められる場合には、当該の期間経過の責めを負うべきは加害者であって、信義則又は権利濫用の法理を適用して期間経過の利益を否定すべきことは、時効も除斥期間も変わりはない、と述べています。

さらに、「本事案においては、1996年3月の『ら

い予防法の廃止に関する法律』制定に先立ち、同年1月中に厚生大臣が被害者やその家族に対して『らい予防法』の廃止が遅れたこと等により損害を与えたことを公式に謝罪しており、同法成立に際しては衆参両委員会より遺憾の意の表明とともに被害者の社会復帰や今後の生活安定のため支援策の充実を図る旨の付帯決議がなされている。これが法的責任の承認であるとすれば、あらためて除斥期間の経過を主張する国側の態度は、従来の態度を翻して被害者の信頼を裏切るものとして、信義則違反のそしりを免れないであろう」と明言しています。

そして最後にこう結んでいます。「加害行為と損害の複雑かつ長期にわたる関係においては、従来の期間制度が前提としていた常識的な時間の枠を越えて、本来獲られるべき権利の保護が要求されている。勿論極めて慎重な解釈と運用が必要な事は言うまでもない。医学的知見の進歩と社会通念の進展に基づく本件事案の解決は、まさにその試金石と言えるであろう」。

原告が全面勝訴した熊本判決では、らい予防法の廃止法が施行された1996年4月1日が起算日となっています。内池先生の鑑定書が熊本地裁の判決に大きな影響を与えたことは論を待たず、「本訴訟は、単なる人権侵害ではなく、“人生被害”そのものである」と断じた熊本判決によって、被告・国は控訴を断念せざるを得ませんでした。

わが国裁判史上、この種の判決が第一審で確定した例はなく、これが引いては、日本の植民地時代にわが国の癩予防法（旧法）によって設立された韓国唯一の国立療養所ソロクト（小鹿島）訴訟や台湾「楽生院」訴訟へと発展しました。日・韓・台の原告団、弁護団、市民が団結して闘った結果、ソロクトと楽生院の原告にも補償金請求が認められたのです。この一連の出来事の歴史的・社会的意義は大きく、このことは私のみならず、内池ゼミ生583名の誇りです。

また、先生は2004年、IDEA ジャパン設立当初より特別正会員としてご支援くださり、内池ゼミ会長でもあるIDEA ジャパンの水藤理事はじめ北裏理事、多くのゼミ生が大きな力となって支えてくれています。偉大な恩師・内池慶四郎先生とのご縁やゼミ生との熱い友情の絆によって、私は人生を生き直すことができましたと思っています。内池ゼミの名を汚さぬよう精進してまいります。

内池先生、ほんとうにありがとうございました。安らかにお眠りください。

インドのハンセン病施設見学記

会員 並里 まさ子

(医療法人健富会 おうえんポリクリニック院長)

私たちのクリニックは、埼玉県の所沢市にあります。ハンセン病の既往歴を持つ人々が自由に一般の医療機関を受診できるようにと、7年前に開設しました。皮膚科、内科、形成外科の診療に携わっていますが、皮膚科の私はハンセン病をライフワークにしています。

初めてインドに行ったのは1992年で、カリギリ(タミルナード州)のハンセン病研究センターで勉強しました。インド人の医師3人と共に4人での宿舎住まいで、約20年前の懐かしい思い出です。2度目のインド訪問は、2000年にアグラで開催されたアジアハンセン病学会で発表するためでした。同市内にあるJALMA(旧救らいセンター)を訪れ、かつて日本が作った施設が現地の研究者に引き継がれ、立派に活動している様子に感動したものです。あとでわかったことですが、私の父(1995年に逝去)が1971年にこの施設を訪問して、宮崎松記所長に会っておりました。そのときの旅行記録を父が絵巻物に残していたのが後に見つかったから、もう一度インドの空気を吸いたい気持ちが一層募ってまいりました。日常の雑多な仕事は尽きませんが、エイツとばかり意を決して、3度目のインド訪問となりました。

目的の一つは、ハンセン病の現状です。インドは今も世界一患者数の多い国であることに変わりありませんが、WHO(世界保健機関)はこの数年来患者数は大きく減少したと報告していますが、疫学的現状を現場の声として聞きたいと思いました。もう一つは、これほど多くの新患者が出る背景には何があるのか、ということです。

2010年9月18日夜、ムンバイ空港に到着し、翌朝ナグプールの飛行場から自動車でワルダの日本山妙法寺まで直行です。牛と車が同居するデコボコ道は、20年前を彷彿とさせます。インドのにおいがします。お寺に着くと、全くの別世界。夕方のお祈りの時間になると、三々五々集まってくる近所の人々の中で、子どもや若い人が多いのに感動しました。人々の暮らしの中に祈りがじっくり溶け込んでいます。こんな習慣を私たちはいつ忘れてしまったのでしょうか。

翌日は、アナンダバンのGandhi Memorial Leprosy Foundationの見学です。Dr. Vijai Pulが待っていてく

ださいました。インドにおけるハンセン病対策の最前線にいる人で、ちょうど疫学調査のまとめをする段階でした。昨年の新患者数は合計12万6,800人、相変わらず世界の新患者数の約半分を占めています。ただこの数字は、あくまで発見された患者数で、実際の患者数には多くの説明が必要なことは自明のことです。インドでは、少数民族へのアプローチがとても困難で、多民族、多宗教、多人種を擁する混沌の国の中でポケットエリア(村落単位の高発地域)に対する対策はかなり困難で、現状ではひたすら出てきた患者を治すのみ、これでは新患者の減少は望めません。

さらに障害となっているのが、ハンセン病に対する根強い差別です。差別されるかどうかは、菌の有無ではなく、外見上の障害の有無で決まります。例えば曲がった指を手術で治せば、差別の対象にはならないということです。これはどこの国でも、広くハンセン病の高発地帯で見られる現象です。それだけに、早期発見・早期治療で障害の出る前に治すことが大切ですが、いまなお病気を隠そうとする傾向が治療開始を遅らせ、結局障害が残ってしまう例が後を絶たないようです。

入院病棟では、独特の四肢潰瘍の治療を目的に入院している人がほとんどです。手足に知覚麻痺があると、日常生活の中で怪我をしますが、知覚麻痺ゆえに傷を受けたことに気づくのも遅れ、しばしば骨に達する深い潰瘍となってしまいます。ここワルダではほとんど寝かせておくだけで、局所のドレッシングは1日1回、薬はほとんどなし、仕事を休ませて安静にすれば自然に治るといいます。薬剤、医療機器、医療用品のすべてがないものだらけのガランとした空間が「病院」なのです。食事と寝る空間が与えられているだけでも「治療」になるのかも知れません。

翌日は、アーナンダワンに向けて、片道3、4時間、車を痛めつけながらガタガタ道を走りました。到着したところは、ババ・アムテの創立による巨大な組織で、約1万人が暮らす一大共同体です。ハンセン病および様々な障害を持つ人々が、互いに自給自足を目指して生活しています。視覚障害者、ろうあ者たちも共同生活をしながら、教育・職業訓練を受けています。アーナンダワンは「喜びの里」の意だそうで、社会から排斥された人々のやっとたどり着いた楽園となっているのでしょうか。特に職業訓練の施

設が充実していて、一般住民も訓練を受けています。一方診療部門を見ると、外来では毎日何人ものハンセン病患者が受診しており、やはりここはハンセン病多発地域のだ真ん中であることを思い出します。

敷地内には、家具職人や大工もいますし、織物工場、手芸品作業所、車やバイクの修理工場と何でもあり、時には自転車も作ってしまいます。たくさんの人にインタビューしたところ、発病後に家族から放逐された人が大多数ですが、ハンセン病ではなくても類似の障害のために社会から見放された人、先天的な障害のために家族が捨てた子どもなどが混じっています。ここに来てやっと自分の場所が得られたのでしょうか。確かにここは「喜びの里」と呼ばれる楽園でしょう。しかし垣根を越えた外側には、彼らが順応できなかった社会があります。この垣根がなくなるまで、彼らに本当の自由はありません。

障害者に対して延々と続く社会の差別感情は、どこからくるのでしょうか？ 理屈では説明できない「感情」がそうさせているのでしょうか？ 驚いたことにインドでは、医療従事者たちもハンセン病患者を避けると聞きました。何と情けないことでしょうか。私も医療従事者として、拳を挙げて啓発活動を始めたくなってしまう。しかし一旅行者の私には、手を取り合っ肌温もりを伝え合うことくらいできません。

アーナンダワンからワルダに戻ったときには、日も暮れかかっていたましたが、ガンディーゆかりの村々に連れて行っていただきました。ガンディー翁の慎ましい土壁の家、ここからインドの解放、虐げられたハンセン病患者の解放が始まったその場所が、きれいに整理された一角に大切に保存されていました。

翌朝、夜明けに出発してムンバイに戻り、町を自動車で走ってもらいました。ガンディーゆかりの偉業を引き継いで、地道な NGO 活動に取り組んでいる人、ガンディー翁の右腕となって働いたヴィノバ氏の甥御さんが、本屋の 2 階で資料整理をしていた姿も印象的でした。薄暗い 2 階の一室で、外の喧噪を階下に聞きながら、ガンディーの偉大な足跡と、彼を支えて共に働いた人々のことを思い描いていました。

大急ぎの駆け足で、短い時間にたくさんの収穫をさせていただきました。私たちのクリニックに集まる、様々なバリアフリー化に篤い思いを持つ人々と共に、ワルダでの体験を分かち合いたいと思います。

パネル紹介

理事 八重樫 信之

昨年はハンセン病国賠訴訟の熊本判決から 10 年、らい予防法廃止から 15 年の節目の年でした。これを機会に '03 年末からスタートし、全国を巡回してきた写真パネル「絆—日本・韓国・台湾のハンセン病」をリニューアルしたいと考え、IDEA ジャパンにお願いしたところ、快諾を頂きました。昨年 5 月には、ハンセン病市民学会の開催地、沖縄県名護市、宮古島市で、両市と全療協の後援を頂き、新しいパネルを展示することができました。3.11 東日本大震災の直後だったためにパネルの制作が遅れ、会期に間に合うかヒヤヒヤする場面もありました。

幸い地元の新聞、沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日、宮古新報やテレビの琉球放送、琉球朝日放送が取り上げてくれ、市民学会の前宣伝にもなりました。

写真展のタイトルは「輝いて生きる」です。らい予防法が生んだ 100 年に及ぶ偏見と差別の時代の中で、この 10 年は、回復者にとってどんな時間だったのかを考え、このタイトルにしました。

皆さんは寄る年波に逆らいながら、らい予防法による「人生被害」を乗り越え、人権回復のためにさらに生きようとしているように見えます。

<昨年 5 月からの写真展開催地>

- (1) 沖縄県宮古島市市役所ロビー
5月9日(月)～13日(金)
- (2) 名護市中央公民館
5月16日(月)～21日(土)
- (3) 東京・芝の人権教育啓発推進センター・人権ライブラリー
6月6日(月)～7月8日(金)
- (4) 国立ハンセン病資料館 1階ギャラリー
10月1日(土)～10月10日(月)
- (5) 「第16回人権メッセージ展」
横浜駅東口新都市プラザ
12月2日(金)

写真パネル「輝いて生きる」を貸し出しています。輸送費のみご負担下さい。ご希望の方は八重樫信之 理事までご連絡下さい。

携帯： 090-7422-2052

E-mail : nanya50@ca2.so-net.ne.jp



【写真左】 お話の後、子どもたち一人ひとりと握手する上野正子さん

【写真右】 中学生を前に、自分を支えた「家族、療友、信仰」について語る玉城シゲさん



【写真左】 パソコンに向かう啓雄二さん



【写真右】 これが私の家族。沖縄愛楽園の浜を散歩する金城幸子さん（中央）



【写真左】 自立支援センターの人たちに全生園を案内する森元美代治さん

【写真右】 鈴木禎一さんは、いつでも動けるように、散歩とリハビリを日課にしている





IDEA 国際集会

5月7～11日

IDEAセンターのあるセネカフォールズ（NY州）で開催され、参加国はアメリカ、台湾、ブラジル、コロンビア、日本で、森元理事長夫妻が参加しました。メインテーマの、各国にある「ハンセン病施設の世界遺産登録の申請」について熱心に議論しました。

* トピックス *

◆今年5月11・12日に青森市で開催されたハンセン病市民学会の家族部会で、宇佐美治さん（長島愛生園、IDEA ジャパン会員）が、60余年にわたる家族との断続を乗り越えて、晴れて家族に受け入れられたという話をされました。決して諦めなかった宇佐美さんの家族への強い思いと、サポートし続けた難波幸矢さん（IDEA ジャパン会員）の真心が通じたのだと感動しました。

宇佐美さんを20年間取材してきた宮崎賢さん（山陽放送）のドキュメンタリーが放映されました。

◆7月1日、東京・東村山市の多磨全生園に地域の子どもたちが通う「花さき保育園」が、開園します。

療養所の入所者の平均年齢は82歳。ハンセン病に対する差別と偏見で子どもを持てなかった人も多く、保育園の開園を楽しみにしています。ハンセン病の元患者への差別や偏見を解消しようと3年前に施行された法律に、療養所と地域との交流を進めることが盛り込まれたことを受けて、敷地内への保育施設の誘致を進めてきました。その結果、市内の社会福祉法人が運営する「花さき保育園」が敷地内に移転して、開園することになりました。

◆Dr. ゴパール（IDEA プレジデント、IDEA インド代表）が、自らも回復者の立場で40年間続けて来たハンセン病回復者の自立支援・尊厳確立・社会の偏見差別克服に対する国際活動が認められて、2012年3月12日、インドのプラティバ・パティル大統領から市民として最高のthe Padma Shri Awardを授与されました。授章を共にお祝いしましょう！



発行責任者：森元 美代治
 特定非営利活動法人 IDEA ジャパン
<http://www.idea-jp.org/>

事務局：

〒204-0012 東京都清瀬市中清戸 4-847
 中清戸 4丁目アパート 7-605
 Tel&Fax 0424-93-6105

編集後記：村上 絢子

「国賠裁判では、予想もしなかった幸運に助けられた」と徳田靖之弁護団代表はおっしゃいます。教師と教え子の深い結びつき、人智では計り知れない人生の巡り会って、ホントにあるんですね。また信念を持って、一歩ずつ地道に、諦めずに歩んでいくことが、明日の希望へつながるということも改めて教えられました。

E-mail info@idea-jp.org

FAX 04-2925-8165